契約の内容

施 設 名 福島地方環境事務所

業 務 名	令和2年度中間貯蔵施設事業に係る埋蔵文化財発掘調査業 務
契約年月日	令和 2年 4月 1日
契 約 方 法	随意契約
業務場所	双葉町に存在する後迫 B 遺跡包蔵地内
業務種別	埋蔵文化財発掘調査
契 約 業 者 名	福島県教育委員会教育長
契約業者の住所	福島県福島市杉妻町2-16
工期(自)	令和 2年 4月 1日
工期(至)	令和 3年 3月31日
業務概要	中間貯蔵施設整備関連工事に係る後迫 B 遺跡包蔵地内を 発掘調査するものである。
契 約 金 額	85,162,000 円 (消費税込)
予 定 価 格 (随意契約の場合)	128,476,649 円 (消費税込)

随意契約理由書

施設名:福島地方環境事務所

工事名	令和2年度中間貯蔵施設事業に係る埋蔵文化財発掘調査業務
契約業者名	福島県教育委員会教育長
随意契約理由	本業務は、双葉町に存在する後迫B遺跡包蔵地内において、
	開発事業で破壊される部分を対象として行う発掘調査であり、
	破壊される遺跡の保護と施設建設の両立を図るため、遺物及び
	遺構等の記録保存を目的とするものである。
	埋蔵文化財は、市町村民・都道府県民の共有財産であり、む
	やみに破壊しないよう、文化財保護法で保護されている。開発
	事業でやむを得ず破壊する場合は、記録保存(発掘調査)し、
	将来に渡り記録を残すことが規定されている。
	NATOR A HOME CAUCATOR
	また、文化庁次長通知(平成10年9月29日 庁保記第75号)
	に基づき、福島県が定めた「埋蔵文化財発掘調査等取扱い基
	準」(平成12年4月)において、県教育委員会及び市町村教
	育委員会は、開発事業等に当たって、遺跡の現状保存ができな
	い場合は、試掘・確認調査の結果を基に、本発掘調査、工事立
	会又は慎重工事の措置をとるものとされている。さらに、広域
	の開発事業の発掘調査等については、福島県教育委員会が行う
	こととされており、中間貯蔵施設事業はこれに当たるものであ
	3°
	以上の理由により、本業務については福島県教育委員会と契
	約する必要があり、会計法第29条の3第4項の規定に基づ
	き、本業務の請負契約の相手方として同委員会と随意契約を締
	結するものである。